

小型無人機（ドローン等）飛行申請の流れ

申請者

八尾自衛隊（警備担当）

① 電話にて問い合わせ

電話連絡

飛行内容等の確認

TEL：072-949-5131（代表）

※「ドローンの件で、警備担当に繋いで下さい」とお伝えください。

（警備受付）時間：0900～1700（平日のみ）

② 申請書ダウンロード・印刷

※申請書1部を作成して、郵送して下さい。

郵送

申請書送付の宛先

〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地

陸上自衛隊 八尾駐屯地

八尾駐屯地司令 殿（警備担当者 気付）

受領後、申請内容の審査

※結果は当初、電話にて連絡致します。

③ 飛行に関する（不）同意書受領

郵送

飛行に関する（不）同意書作成

④ 飛行当日に事前連絡

電話連絡

申請内容からの変更の有無について確認

⑤ ドローン等の飛行

お知らせ事項

1 申請書の提出

申請書の送付は、飛行を行う日の10営業日前までに提出をお願いします。

※（防衛省 小型無人機等飛行禁止法に記載有）

2 飛行に関する（不）同意書の保管について

飛行終了後に処分して頂いて結構です。

3 個人情報の取扱い

申請書に記載頂いた個人情報については、本業務以外には使用しません。

小型無人機等の飛行に関する同意申請書

年 月 日

八尾駐屯地司令 殿

申請者

氏 名

印

小型無人機の飛行を行う日時	月 日 時 分から 時 分まで		
小型無人機の飛行を行う目的			
小型無人機の飛行を行う区域			
小型無人機の飛行を行う際の 申請者の位置			
申 請 者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号		
申請者の勤務先	氏 名 住 所 電話番号		
船 舶	名 称 船舶番号等 船 種 船 籍 港 船トン数 連絡手段		
機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者		名 称	
製造番号		登録番号	
色		大きさ	
積 載 物		カメラの 有無	有 ・ 無
その他の特徴			

(図画又は写真)

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。
- 2 小型無人機等の飛行を行う際の申請者（小型無人機等の飛行を行おうとするもの）の位置の欄には、具体的な位置を記載するとともに、当該位置を示す地図を添付すること。ただし、申請者が特定航空用機器の飛行を行う場合は不要とする。
- 3 申請書の勤務先欄には、申請者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
- 4 船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行禁止に関する法律（平成28年法第9号）第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号、又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 カメラ有無欄には、小型無人機等に内蔵されているカメラの有無も記載すること。
- 9 不要の欄は、斜線で消すこと。